相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市神辺町字道上七六四番地、最後の住所山口県周南市新清光台一丁目三番一〇号　被相続人　亡　桐島　美江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十六日

山口県周南市富田二丁目三番三三号、事務所山口県周南市富田二丁目一番六号アーバン楠本Ⅱ一〇三号　相続財産管理人　原田　真裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県柳井市伊保庄四九二五番一地、最後の住所山口県柳井市日積三二一三番地

被相続人　亡　山本喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十六日

山口県柳井市南町三丁目六―一一Ｂｌｉｓｓ南町一階二階　相続財産管理人　弁護士　吉岡　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市葛島三丁目一一〇八番地、最後の住所高知市潮見台一丁目一六〇二番地

被相続人　亡　上野　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十六日

高知市桜馬場一〇番二号　相続財産管理人　伊野部晋利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区大蔵三丁目一二五九番地三、最後の住所北九州市八幡東区大蔵三丁目三番一一号　被相続人　亡　秋山　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十六日

北九州市小倉北区原町二丁目一番六号リーガルテラス一〇一号室　原田・川原法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川原　秀範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区吉田本町一三番地、最後の住所京都市山科区御陵久保町六〇番地の八

被相続人　亡　室園　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十六日

熊本市中央区新屋敷三丁目一四番五号　相続財産管理人　司法書士　小山　鈴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市河浦町宮野河内一三一四番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　福田　研一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十六日

熊本県天草市牛深町新瀬崎六五番地一　相続財産管理人　司法書士　中元　秀一

無縁墳墓等改葬公告

当墳墓地及び隣接土地を宅地分譲するために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十八年八月二十六日

一、墳墓等所在地　徳島県板野郡北島町江尻字旭光三六番二

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池三二番地一　株式会社渡辺不動産

代表取締役　渡辺　正一

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年七月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十六日

大阪市北区曽根崎一丁目七番三号　大阪府電気工事厚生年金基金

代表清算人　橋詰　源治

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年８月26日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①佳多屋商事株式会社　②埼玉県知事(1)20369　③代表取締役　堀切利雄　④埼玉県三郷市新和５丁目340番地　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県三郷市新和５丁目340番地　佳多屋商事株式会社代表取締役　堀切利雄

①株式会社オータ　②東京都知事(4)75797　③代表取締役　相川実　④東京都新宿区西新宿七丁目５番25号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿七丁目５番25号　株式会社オータ　代表取締役　相川実

①株式会社角栄ホームズ　②国土交通大臣(7)3589　③代表取締役　古谷野篤　④東京都渋谷区元代々木町33番８号　⑤1500万円　⑥関東地方整備局　⑦東京都渋谷区元代々木町33番８号　株式会社角栄ホームズ　代表取締役　古谷野篤

①クレディ・スイス・プリンシパル・インベストメンツ・リミテッド　②東京都知事(3)79464　③日本における代表者　アントニデスジョージ　④東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー　クレディ・スイス・プリンシパル・インベストメンツ・リミテッド　日本における代表者　ジョージ・アントニデス　日本における代表者　林純司

債権申出の公告（第三回）

旭化成ジオテック株式会社の規約型確定給付企業年金は、厚生労働大臣の承認に基づき平成二十八年七月一日付けで終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十六日

東京都港区新橋六丁目一七番二一号　旭化成アドバンス株式会社

確定給付企業年金清算人　中村　彰芳